

障害報酬

重度者ケアに重点配分

改定率はプラス0.56%



報酬改定の基本方針を了承した社保審障害者部会

厚生労働省は11日、2021年度の障害報酬改定の基本方針を固めた。医療的ケアが必要な人や障害程度の重い人が病院や施設ではなく、グループホーム（GH）やアパートなどで暮らせるよう重点的に財源を配分する。従来の路線を踏襲した。また、事業所には感染症対策や施設での虐待防止に向けた取り組みなどを運営基準で義務化する。全体の改定率は17日、プラス0.56%に決定。サービスごとの単価は21年2月に決まる。（福田敏克）

基本方針の案は11日

の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」、社会保障審議会障害者部会でそれぞれ議論され、了承される。改定後の報酬の財源は、国費で86億円増える。新型コロナウイルス感染症の対応に要するの増し経費に

応するため、4～9月の報酬は特例的に厚くする。

改定の主要事項は六つある。第1に、GHの各種加算を重度者や夜間に対応できるよう見直す。

相談支援事業は収支差率が低いことが問題視され、基本報酬の引き上げを求める声が続出。厚労省もそれに応じる構えだ。

第2は、就労系サービスに18年度の改定で導入した成果主義を修正することだ。障害者の労働時間や工賃に着

目した報酬設定としたが、より多様な視点から評価するよう改める。

第3は障害児関連で、改定事項が多数ある。まず、医療的ケア児を判定する新しい基準を導入する。放課後等デイサービスや児童発達支援も基本報酬の体系を見直す。人工呼吸器を装着しながら自分で歩ける子どものケアが、報酬で適切に評価されにくかったことを改める。

福祉型障害児入所施設で暮らす18歳以上の

「過齢児」については、GHなどへの移行を加算で促す。施設の人員配置基準は半世紀ぶりに引き上げる。それでも移行先の見つからない人がいると見込み、施設で暮らせる特例は再び延長する。

第4は精神障害関連で、「医療と福祉の連携」「病院から地域への移行」「居住支援」を報酬で後押しする。所定の要件を満たす障害者を職員として配置した一部の事業所には「ピアサポート加算」を導入する。

第5は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染症対策や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定を事業所に義務付ける。一方、新型コロナウイルスを受けて一時的に認めていた算定要件の緩和策は、平時でも認める。

第6は制度の持続可能性を保つための見直しだ。施設での虐待防止や身体拘束の適正化に向けた取り組みも義務付ける。人材の職場定着を後押しするため、家庭内介護や育児との両立を支える。